平成２３年（フ）第８３号
大分県別府市大字鶴見3889番地の２
破産者　竹内　善浩
１　破産債権の届出期間　平成23年９月29日まで
２　一般調査期日　平成23年12月13日午後１時30分
平成23年８月31日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５０９号
宮城県多賀城市鶴ケ谷３丁目１番６―406号
破産者　永澤　真也
１　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
２　一般調査期日　平成23年10月21日午前11時
平成23年９月１日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６４００号
大阪市天王寺区東高津町６番９号　ライラック上本町801号、開始決定時の住所大阪市天王寺区筆ケ崎町５―38ロイヤルパークス桃坂301
破産者　石本由起子（旧姓小川）
１　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
２　一般調査期日　平成23年11月16日午後１時30分
平成23年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５１０号
最後の住所大阪市東成区大今里西１丁目30番７―503号、開始決定時の住所大阪市東成区大今里南１丁目19番10号
破産者　被相続人亡石本隼人相続財産
１　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
２　一般調査期日　平成23年11月16日午後２時
平成23年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７４０号
大阪府高槻市城南町３丁目７番26号
破産者　城南住設株式会社
１　破産債権の届出期間　平成23年10月12日まで
２　一般調査期日　平成23年11月17日午後４時
平成23年９月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７４１号
大阪府三島郡島本町東大寺２丁目15番９号
破産者　綿村　正俊
１　破産債権の届出期間　平成23年10月12日まで
２　一般調査期日　平成23年11月17日午後４時
平成23年９月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２９号
岡山市北区玉柏71番地２
破産者　藤本　幸子（旧姓太田）
１　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
２　一般調査期日　平成23年11月24日午前11時５分
平成23年９月１日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２９号
京都市伏見区醍醐池田町１番地の29
破産者　杉江　精一
１　破産債権の届出期間　平成23年12月１日まで
２　一般調査期日　平成24年２月２日午後１時30分
平成23年９月１日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の一般調査期日

平成２２年（フ）第５４７号
和歌山市新和歌浦１―１　和歌浦漁業水産会館２Ｆ
破産者　有限会社濱口水産
一般調査期日　平成23年９月26日午前10時35分
平成23年８月30日　和歌山地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１９年（フ）第４１号
福岡県田川市新町８番30号
破産者　株式会社香月孵化場
異議申述期間　平成23年11月１日まで
平成23年９月１日　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第３８２号
宮崎市大字新名爪1387番地４
破産者　有限会社高橋部品商会
異議申述期間　平成23年11月１日まで
平成23年９月１日　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３５３６号
大阪府枚方市楠葉丘１丁目65番１―13号
破産者　石田勝太郎
異議申述期間　平成23年11月10日まで
平成23年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２３年（ヒ）第６号
沖縄県那覇市旭町114番地４
清算株式会社　カヌチャコミュニティ株式会社
代表者代表清算人　宮里　　学
１　決定年月日　平成23年８月29日
２　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０５６号
東京都渋谷区西原３丁目37番14号
清算株式会社　クレディイムーブル株式会社
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２０４４号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社西新橋商会
代表清算人　矢島　榮一
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の権利変更及び弁済方法
協定債権については、以下のとおり弁済し、残余については免除を受ける。
⑴　清算株式会社（以下、「会社」という。）は、協定債権者株式会社八十二銀行、長野県信用保証協会、株式会社長野銀行、倉澤健に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、別紙協定案別表の債権額欄記載の債権額の1.8044964％の金員を支払う。
詳細は、別紙協定案別表のとおりである。
⑵　協定債権者株式会社八十二銀行、長野県信用保証協会、株式会社長野銀行、倉澤健は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、会社に対し、協定債権全額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑶　協定債権者大石衞、浅川竹生は、会社に対し、本協定の認可決定が確定したときは、協定債権全額につき、その債務を免除する。
⑷　会社は、１⑴の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、協定債権者株式会社八十二銀行、長野県信用保証協会、株式会社長野銀行および倉澤健に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を１⑴の債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、１⑵の規定により会社が受けた免除の額は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
２　弁済の方法
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振り込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は協定債権者の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　協定債権者の弁済受領不能等
会社は、協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済期日において弁済することができなかった場合、速やかに供託を行うものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
以上
協定案別表　省略
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第１３号
東京都千代田区丸の内２丁目２番１号
更生会社　Ｓｐａｎｓｉｏｎ　Ｊａｐａｎ株式会社
管財人　渡邉　光誠
１　決定年月日　平成23年８月31日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部